

報道関係者各位

平成 24 年 7 月 17 日

【照会先】

職業能力開発局 育成支援課キャリア形成支援室

室 長 浅野 浩美

室長補佐 永井 祐一

(代表電話) 03-5253-1111(内線 5741)

(直通電話) 03-3502-8931

平成24年の「勤労青少年の日」は7月21日(土)です

勤労青少年福祉法(注)では、毎年7月の第3土曜日を「勤労青少年の日」と定めています。これは、働く若者の福祉について広く国民の関心と理解を深めるとともに、働く若者が社会人、職業人として健やかに成育しようとする意欲を高めることを目的としています。

今年も、標語として決定している「一歩ずつ 大きな未来へ 日々挑戦」(1月27日発表済み)を活用し、勤労青少年福祉行政の取り組みについて周知を図っていきます。

なお、地方公共団体が中心となって予定している記念大会やスポーツ・レクリエーション大会などの主な行事は、別紙の通りです。

(注) 勤労青少年福祉法(抄)

(勤労青少年の日)

第5条 ひろく国民が勤労青少年の福祉についての関心と理解を深め、かつ、勤労青少年がみずからすすんで有為な職業人としてすこやかに成育しようとする意欲をたかめるため、勤労青少年の日を設ける。

2 勤労青少年の日は、7月の第3土曜日とする。

3 国及び地方公共団体は、勤労青少年の日において、その日の趣旨にふさわしい事業が実施されるように努めなければならない。